パブリックコメントに寄せられたご意見の回答

No	項目	ご意見（要旨）	ご意見に対する町の考え方
1	第1章 3大野町新型インフルエンザ等対策本部の設置	町対策本部及び町対策推進会議の構成員には、経済や人権、また、医療倫理学や医療人類学、小児（18歳未満）の心理や発達に詳しい者を入れ、医学的に正しいとされたことのみに絶対的な価値を置いて判断するのではなく社会経済の維持発展や人権尊重も常に考慮しながら判断していく体制とすべきである。	本計画には、町対策本部及び町対策推進会議の構成員に「町長が必要と認める者」と記載しており、町対策本部及び町対策推進会議を設置する際には必要に応じ構成員を検討してまいります。
2	第1章 4感染拡大防止関連事業の実施	単に実績として示すのみではなく、当時から研究が進み知見が変わっていることなど検証し、前例踏襲ではなく効果のある対策をとれるようにすべきである。 ・パーテーションの設置、消毒液やマスクの配布 ・小中学校への配備・抗菌コーティング ・検温システムや非接触体温計 ・空気清浄機・換気扇や網戸の設置	ご意見を踏まえ新たな感染症が発生した際には、国や県の情報を適切に収集し、科学的な知見に基づいた有効な感染拡大防止対策に努めてまいります。
3	第2章 3対策推進のための役割分担	県の行動計画では第二-3-（７）県民のところに「さらには、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人県民等に対する偏見・差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識や多様性の理解に努める」と記載があるが、この内容は県民だけの取り組むべきことではなく自治体においても配慮・意識すべきであるためこちらにも同様の文言を追加するべきである。	本計画の第２章3(6)町民の項目に記載してまいります。
4	第3章 4情報提供・共有、リスクコミュニケーション	県の方にはある「偏見・差別等に関する啓発」が入っていない。担当課は実際に対策の呼びかけを行う際に配慮すべきなので呼びかける課全てが対象に入るべきである。小中学校や幼児園、福祉施設などマスクの着用ができない町民（特に子どもや意思表示が困難な方は窒息の恐れや異変に気付きにくいなどのほか発達への影響もあるのでマスクはさせるべきではない）がいる中で、マスクをするのがよいことで全員するのが当たり前だとする指導をされては困る。	本計画の第２章6(1)基本的人権の尊重の中で記載してまいります。 人権への配慮を重視して感染者やその家族、医療関係者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人町民等に対する偏見・差別等が発生しないよう対策を講じてまいります。
5	第3章 5まん延防止	咳エチケットとは、咳やくしゃみの際にハンカチやティッシュ、服の袖、そしてマスクなどで鼻や口を抑えることで、必ずしもその手段はマスクに限定されるものではない。 マスクを強いるということは、「感染症対策の一つである咳エチケットの一つであるマスク着用」と、相当な自由の制限を強いているということをご認識頂きたい。咳エチケットにマスク着用が含まれているのは当然であるので、本計画中の文言も「マスク着用等の咳エチケット」ではなく「咳エチケット」としてほしい。	咳エチケットは、咳やくしゃみの際にマスクに限らずハンカチやティッシュ、服の袖等で鼻や口を抑えること等も含まれると認識しております。 国や県の計画に沿って、平時からマスク着用以外の基本的な感染対策の普及について周知啓発に努めてまいります。
6	基本的人権の尊重	基本的人権の尊重について、感染症に関する正しい知識の普及をすべきである。 ・誰でも感染する可能性があること ・感染源の特定は往々にして不可能なこと ・感染者は加害者ではないこと	本計画の第２章　6(1)基本的人権の尊重の中で記載してまいります。 ご意見を踏まえ人権への配慮を重視し、普及啓発等の対策を講じてまいります。